

新しい税制の行方

(平成22年度税制改正大綱 主要関連部分)

**NAKAJIMA
CERTIFIED
TAX ACCOUNTANT
OFFICE**

株式会社 A M T A

中島税理士事務所

〒540 0032 大阪市中央区天満橋京町2番13号 ワキタ天満橋ビル5F

TEL 06-6941-6782 FAX06-6941-6783

NAKAJIMA CERTIFIED TAX ACCOUNTANT OFFICE

URL : <http://www.nkj-zei.com>

目次

1. 法人税制	2 ~ 13
2. 資産税制 (相続・贈与)	14 ~ 16
3. 所得税制	17 ~ 18
4. 検討項目	19 ~ 21
5. 金融・証券税制 (参考)	22

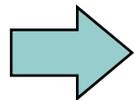
法人税制

(1) 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入(オーナー課税)制度の廃止

・平成18年度に創設(平成19年度に基準所得金額の見直し)された制度

業務主宰役員(オーナー)への役員給与の額のうち、給与所得控除相当額を法人において損金不算入とする制度(法人と個人での二重控除を是正する為の制度。詳細は次頁参照。)

二重控除を是正する為の手法として適当かどうかといった批判有り



平成22年4月1日以後に **終了する事業年度から適用廃止**

適用廃止事業年度には注意!! (開始事業年度ではない)

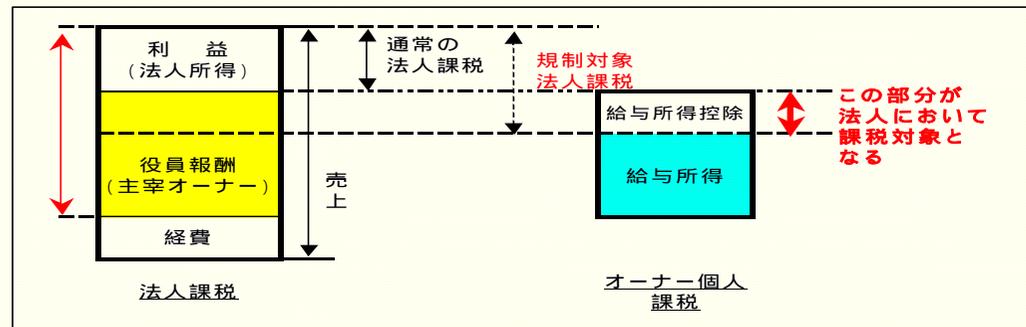
『二重控除』の問題を解消する為の抜本的措置は、平成23年度税制改正で講じる予定。

法人税制

(参考) 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度 **(適用廃止)**

規制対象同族会社	規制対象 外 同族会社
(1) 業務を主宰する役員とその同族関係者で、90%以上の株式を保有していること	(1) C 1,600万円 (平成18年度 800万円)
(2) 業務主宰役員及び業務主宰役員関連者の総数が常務に従事する役員の過半数を占めている	(2) 1,600万円 < C 3,000万円 (平成18年度 800万円) かつ B / C 50%
	A = [法人の(所得)利益] B = [該当役員の給与合計額] C = (A + B)の直前3年以内に開始する事業年度の平均額

(制度の内容)



平成22年4月1日以後に

終了する事業年度から適用廃止

当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成22年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

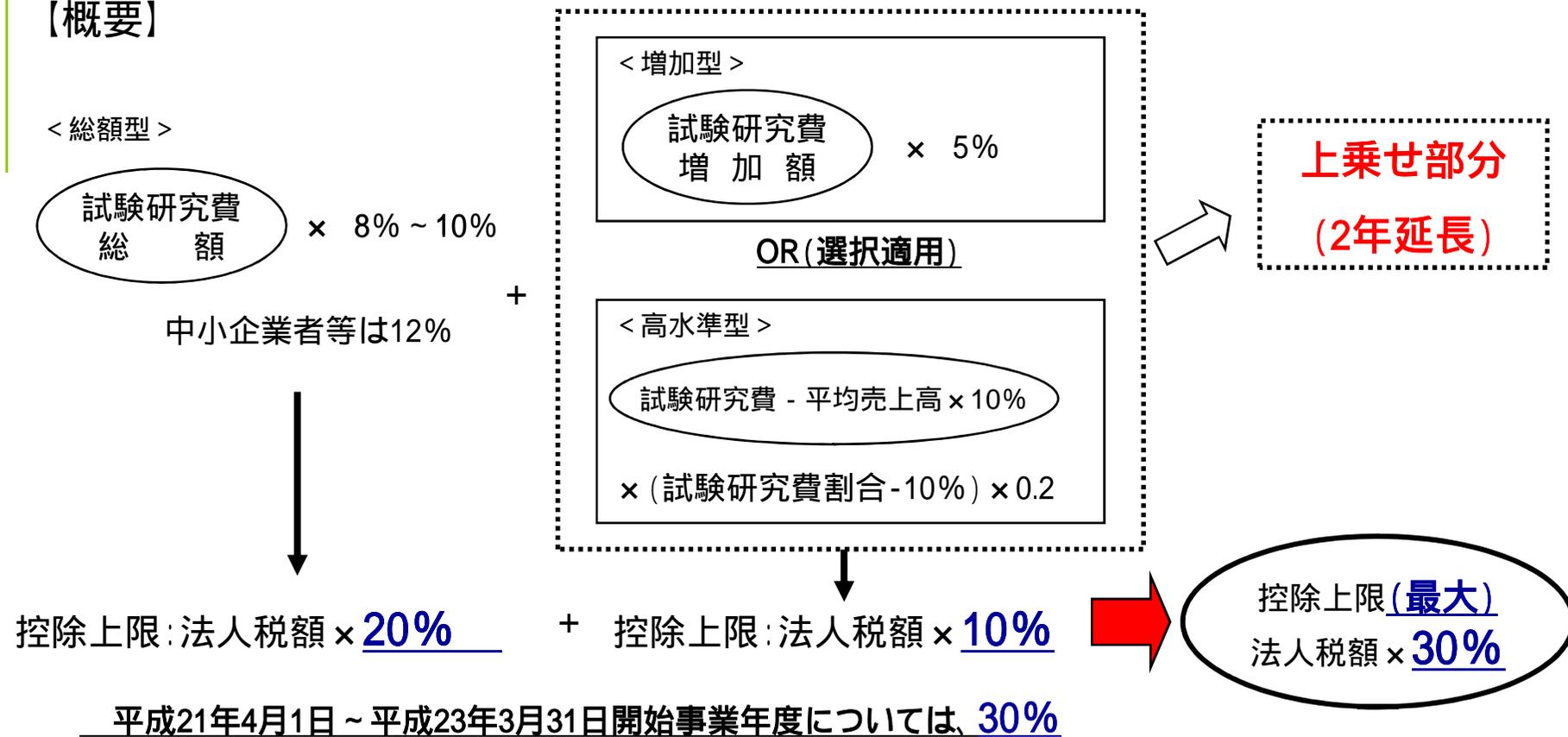
法人税制

平成22年4月1日～平成24年3月31日開始事業年度まで

(2) 研究開発促進税制(上乗せ部分)の2年延長

試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)を選択適用できる制度の適用期限の延長

【概要】



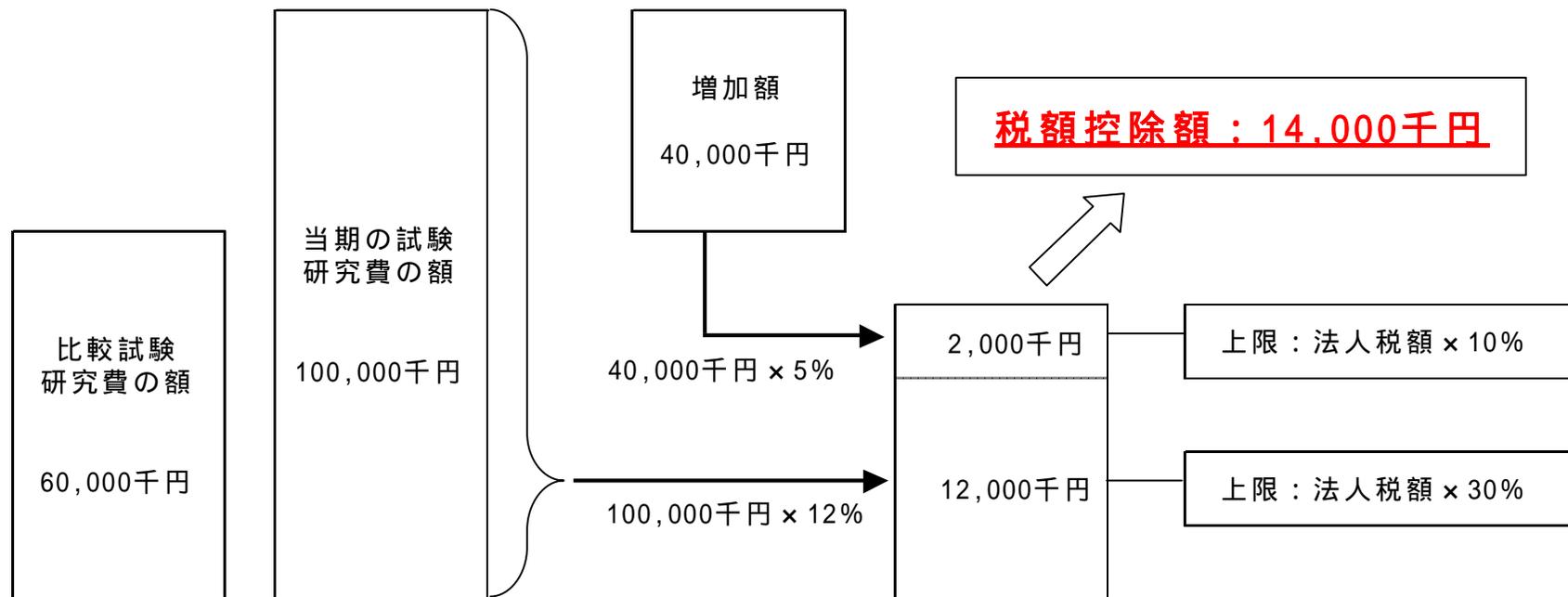
当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成22年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

法人税制

(参考) 中小企業者等の税額控除額の計算例

(1) 総額型と 増加型を併用した場合

- ・比較試験研究費の額 60,000千円、当期の試験研究費の額 100,000千円の場合
(当期の試験研究費の額が基準試験研究費の額を超えている前提)



比較試験研究費の額：前3年以内開始事業年度の試験研究費の額の平均

基準試験研究費の額：前2年以内開始事業年度の試験研究費の額のうち、多い金額

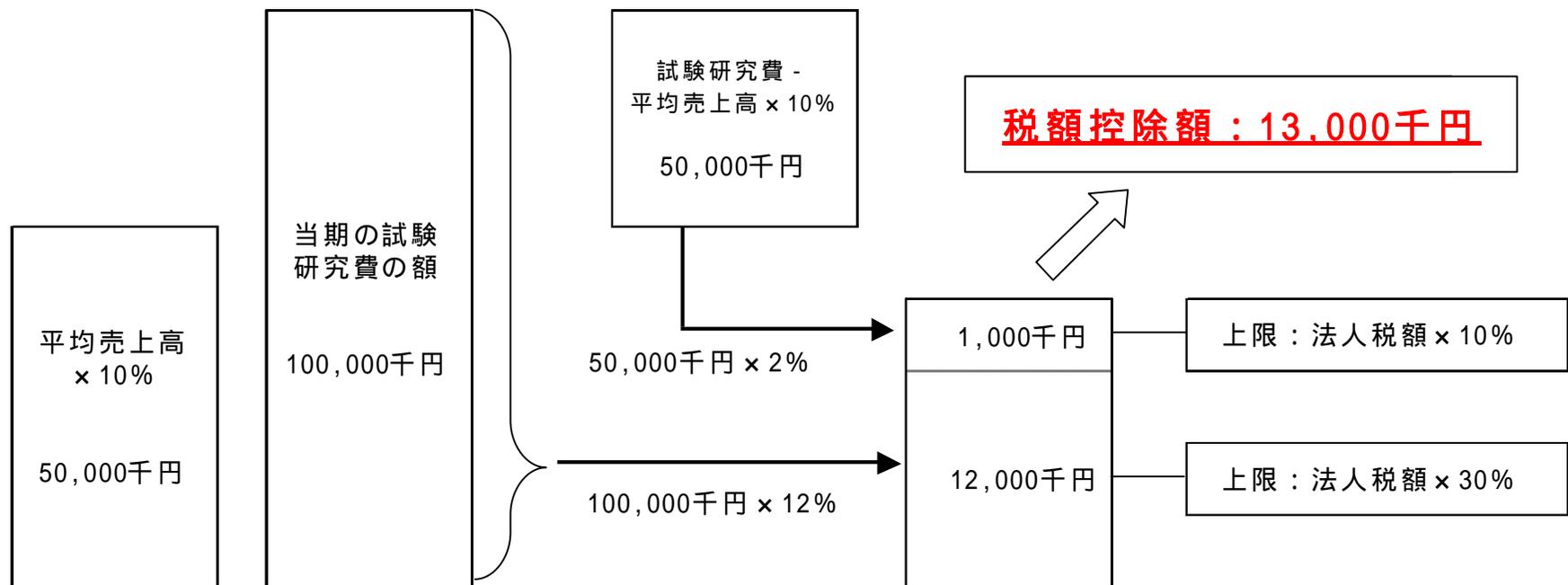
当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成22年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

法人税制

(参考) 中小企業者等の税額控除額の計算例

(2) 総額型と 高水準型を併用した場合

・平均売上高 500,000千円、当期の試験研究費の額 100,000千円の場合



超過税額控除割合：(試験研究費割合20%(100,000千円 ÷ 500,000千円) - 10%) × 0.2 = 2%

当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成22年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

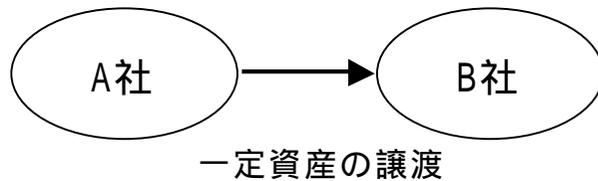
法人税制

(3) グループ内取引等に係る税制

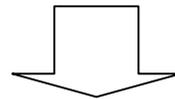
平成22年10月1日から適用

100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等(課税の繰延べ)

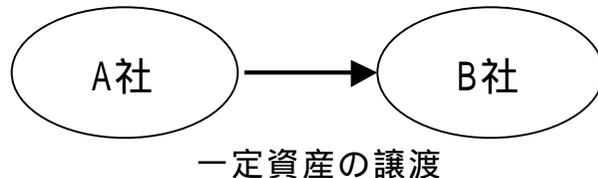
< 現 行 >



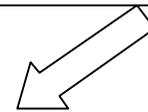
譲渡の時点で資産の **含み損益が実現**



< 改正後 >



譲渡の時点では資産の **含み損益を認識しない**



B社から **グループ外へ移転等の時に譲渡損益を認識**

（グループ間での譲渡時点で課税されることなく移転することができ（課税の繰延べ）、効率的な資産利用が可能となる。）

(前提)B社:A社の100%子会社

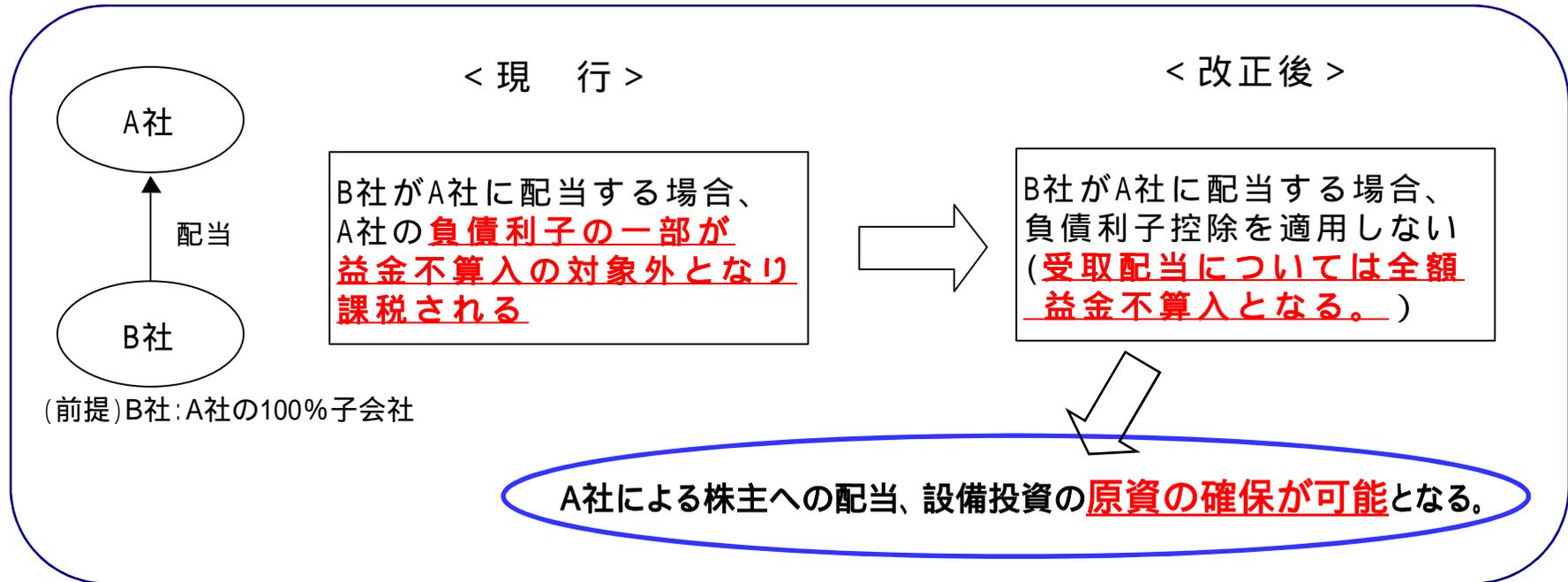
当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成22年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

法人税制

(3) グループ内取引等に係る税制

平成22年4月1日以後開始事業年度から適用

100%グループ内の内国法人から受取配当は全額益金不算入



100%グループ内の法人間の寄付(平成22年10月1日から適用)

100%グループ内の内国法人間の寄附金の取扱い

支出法人	全額損金不算入
受領法人	全額益金不算入

当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成22年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

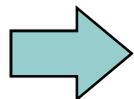
法人税制

(3) グループ内取引等に係る税制

大法人の100%子法人向け中小特例の適用の見直し

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る次の制度については、資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等の100%子法人には適用しない。

- (イ) 軽減税率
- (ロ) 特定同族会社の特別税率(留保金課税)の不適用
- (ハ) 貸倒引当金の法定繰入率
- (ニ) 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
- (ホ) 欠損金の繰戻しによる還付制度



平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用

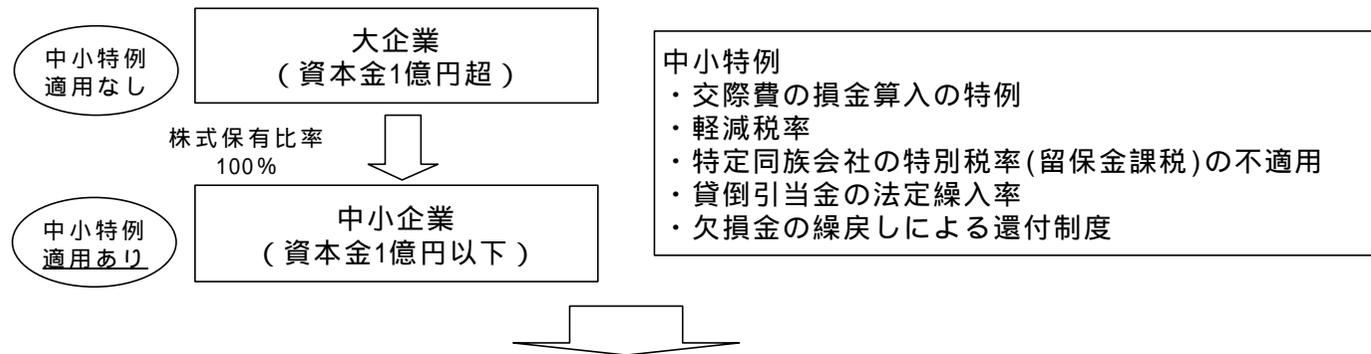
法人税制

(3) グループ内取引等に係る税制

(参考) グループ法人税制における中小特例の扱い

< 現 行 >

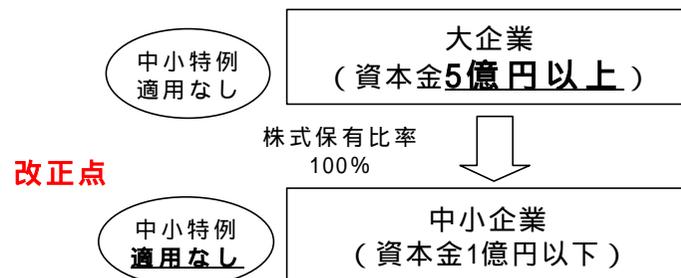
- ・ 中小企業への税制特例の適用の可否は、その中小企業の資本金が1億円以下か否かで判定を行っている。



< 改正後 >

- ・ グループ法人税制の導入に際して、中小特例の適用については、自らの資本金等の規模に加えて、親会社の資本金等の規模も基準に判定される。

親会社の資本金が5億円以上（会社法上の「大会社」）の場合、その100%子会社については、中小特例は適用しない。



【平成22年度税制改正について】(平成21年12月22日 経済産業省)より

当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成22年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

法人税制

(4) その他(期限延長措置等)

中小企業投資促進税制の適用期限の2年延長(平成24年3月31日まで)

対象資産	金額		選択適用	
			特別償却	税額控除
機械装置	1台又は1基	160万円以上	30%	7%
器具備品(一定のもの)	1台又は1基	120万円以上		
ソフトウェア(一定のもの)	一のソフトウェア	70万円以上		
普通貨物自動車(車両総重量3.5ト以上)	-	-		
内航船舶(取得価額の75%が対象)	-	-		

一定のものは、取得価額の合計額で金額判定

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(取得価額30万円未満の即時全額損金算入:300万円を限度)の適用期限の2年延長(平成24年3月31日まで)

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ →	30万円未満	全額損金算入 ← 合計300万円まで
全ての企業 →	20万円未満	3年間で均等償却
	10万円未満	全額損金算入

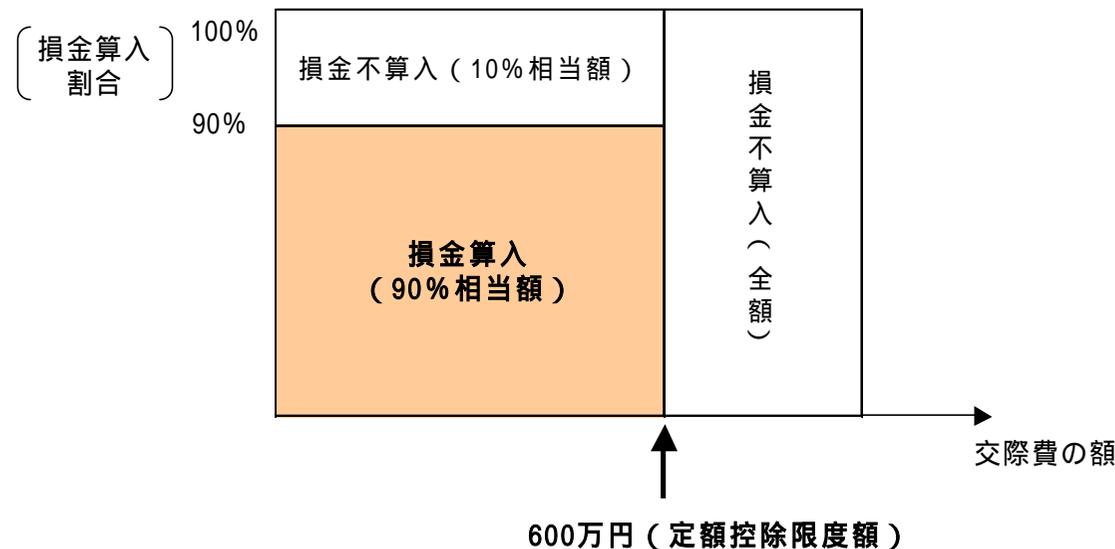
当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成22年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

法人税制

(4) その他(期限延長措置等)

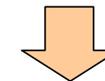
交際費等の損金不算入制度について、中小企業者に係る600万円の定額控除の適用期限の2年延長(平成24年3月31日までの間に開始する事業年度まで)

中小企業(資本金1億円以下の法人)においては、**定額控除限度額(600万円)まで、交際費の90%相当額について、損金算入が可能。**



(参考)1社当たりの交際費支出額

大企業(資本金1億円以上)	2,839万円
中小企業(資本金1億円未満)	105万円



・資本金階級別に見た交際費支出額

資本金階級	平均支出額
1千万円未満	83万円
1千万円～5千万円未満	137万円
5千万円～1億円未満	470万円

- ・交際費の範囲から1人あたり5,000円以下の一定の飲食費等は除外(中小企業、大企業の区別なく適用)
- ・資本金1億円超の法人が支出した交際費については、その全額が損金不算入
- ・個人事業主については、法人の場合のような交際費の損金算入を制限する措置はない

【平成22年度税制改正について】(平成21年12月22日 経済産業省)より

当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成22年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

法人税制

(4) その他(期限延長措置等)

使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限の2年延長
(平成24年3月31日まで)

中小企業等基盤強化税制を拡充し、資本金の額等が1億円以下の法人による 仮想化ソフトウェア等を含む情報基盤強化設備等の取得に係る措置を追加

中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限の2年延長

(平成24年3月31日までに終了する事業年度までに生じた欠損金)

資産税制（相続・贈与）

(1) 定期金に関する権利評価の見直し

年金受取の節税商品（生命保険等：最大80%評価減額）が、下記の通り、解約返戻金等で評価されることとなりました。

改正後の評価となる契約例（給付事由発生分）



		改正前	改正後
給付事由	発生	1. 有期定期金・・・次のいずれか 低い 金額 給付金額の総額 × 残存期間割合（20%～70%） 1年間に受けるべき金額 × 1.5倍	次のいずれか 高い 金額 1 解約返戻金相当額 一時金相当額（定期 一時金受給変更可能なもの） 予定利率等を基に算出した金額
		2. 無期定期金 1年間に受けるべき金額 × 1.5倍	
		3. 終身定期金 1年間に受けるべき金額 × 受給権者の年齢対応割合（1～1.1倍）	
	未発生	払込保険料等 × 経過期間対応割合（90～120%）	解約返戻金相当額 2

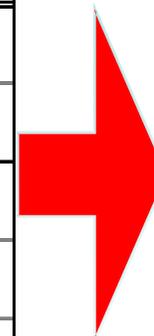
- 平成22年4月1日～平成23年3月31日までの間に契約し、当該期間内に相続等により取得するもの及び平成23年4月1日以後に相続等により取得するものについて適用（上記契約例参照）
- 平成22年4月1日以後に、相続等により取得するものについて適用

当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成22年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

資産税制（相続・贈与）

(2) 小規模宅地等の評価減の改正

用途	利用形態	面積制限	減額割合
居住用	特定居住用	240㎡	80% (1)
	その他	200㎡	50% (2)
事業用	特定事業用	400㎡	80%
	その他	200㎡	50% (2)
	不動産事業用	200㎡	50%



被相続人が所有していた土地等



相続人の

相続後の利用形態に伴い、

土地評価額が最大80%圧縮できる制度

項目 (1)	従来 (~ 平成22年3月31日)	改正後 (平成22年4月1日 ~)
共有で相続した場合	全ての部分について、80%減額	取得者別に判定
1棟の建物の一部分だけを居住用とし、その他を貸付用としていた宅地	全ての部分について、80%減額	居住用部分のみ80%減 (その他は、要件により、50%減の可能性有)

(注) 減額判定については、上記項目以外の部分は全て特定居住用要件に該当しているものとしている。

- 2 申告期限まで居住OR事業を継続しない場合には、50%減の適用なし
- 3 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られる。(平成22年4月1日以後)

当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成22年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

資産税制（相続・贈与）

(3) 住宅資金贈与の拡充



住宅資金贈与について、下記のとおり、非課税枠が拡大。

祖父母からの贈与も対象に！！

（贈与形式の比較表）

	一般贈与	相続時精算課税贈与		新制度(2)
		2,500万円枠	2,500万円枠(1)	1,500万円枠
非課税枠	1年当たり 110万円	1人当たり 2,500万円	1人当たり(1) 2,500万円	1人当たり(3) 1,500万円
贈与者の要件	なし	65歳以上の親	年齢要件なし	直系尊属
受贈者の要件	なし	20歳以上の推定相続人		20歳以上の者(4)
贈与財産の要件	なし	なし	住宅取得資金	住宅取得資金
超える部分への税率	累進税率	一律20%		累進税率
翌年以降	110万円使える	110万円使えない		110万円使える

1 従来の3,500万円枠からの改正により圧縮
(平成22年1月1日以後)

65歳未満でも適用できる年齢要件は
平成23年12月31日までの贈与に期限延長

2 平成22年1月1日～平成23年12月31日までの贈与

3 平成22年中贈与については、1,500万円
平成23年中贈与については、1,000万円

4 合計所得金額2,000万円以下の者に限定

当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成22年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

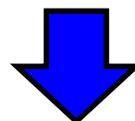
所得税制

(1) こども手当

こども手当(仮称)の導入に伴い、所得税の仕組みが下記のとおり、見直されます。

こども手当(仮称) → 非課税
扶養控除額 → 各年齢階層(下記参照)に伴い、削減されます

国税の滞納処分による差押えを禁止



< 所得税の扶養控除の比較表 >

扶養対象者年齢	0歳～16歳未満	16歳以上～19歳未満	19歳以上～23歳未満	23歳以上～70歳未満	70歳以上～
従来	38万円	38万円 + 25万円	38万円 + 25万円	38万円	48万円(58万円)
平成23年分以降	×	38万円 + 25万円	38万円 + 25万円	38万円	48万円(58万円)

上記扶養控除額については、扶養対象者のその年分の所得要件(103万円未満)等がクリアしている事を前提に作成しております。

当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成22年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

所得税制

(2) 所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ(平成22年分以後)

寄附金控除の適用下限額を2,000円(現行5,000円)へ引下げ

(3) 生命保険料控除の改組

一般生命保険料控除と別枠で、介護医療保険料控除(最高40,000円)の創設

(これに伴い、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額をそれぞれ40,000円へ)

	現行	改正後
一般生命保険料控除	50,000	40,000
個人年金保険料控除	50,000	40,000
介護医療保険料控除	-	40,000
適用限度額	100,000	120,000

適用時期は平成24年分以後。平成23年12月31日前に契約締結したものは従前の制度を適用。

(4) 居住用譲渡特例に制限

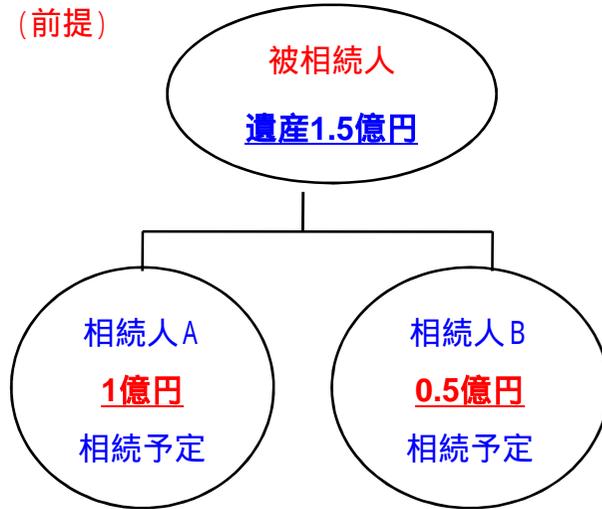
特定の居住用財産の買換及び交換特例  譲渡資産の対価が2億円以下に限定

(平成22年1月1日以後の譲渡等に適用)

平成23年度以降に検討される改正項目

< 相続税課税方式 >

(前提)



< メリット >

遺産総額について、法定相続人の態様を問わず税額計算できる。

< デメリット >

累進課税区分を変更しなければ、遺産総額が増加 = 増税に繋がる。

相続人の取得財産毎に税額計算される為、公平な課税方法と提唱していたが…。

(単位:千円)

	法定相続分課税方式【現行】		遺産課税方式【民主党案】		遺産取得課税方式【自民党案】	
	A	B	A	B	A	B
遺産総額	150,000		150,000		150,000	
基礎控除額	70,000		70,000		現行基礎控除を頭割仮定	
課税遺産総額	80,000		80,000		65,000	15,000
1人あたりの税額計算	6,000	6,000	-	-	12,500	1,750
相続税の総額	12,000		17,000		14,250	
傾向	-		遺産総額が増えると増税		取得者毎に累進課税される	

基礎控除額、税率は現行の通りで計算

課税方式の変更については、現行から様々な修正が行われる予定

当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成22年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

平成23年度以降に検討される改正項目

< 法人税率 >

資本金1億円以下の中小法人等

法人税率の軽減措置が行われる予定
(民主党マニフェスト)

中小法人等の法人税率

	改正前	昨年改正 (平成21年)	民主党 マニフェスト
年800万円以下	22%	18%	11%
年800万円超	30%	30%	30%

平成21年4月1日～平成23年3月31日までの間に終了する事業年度より適用

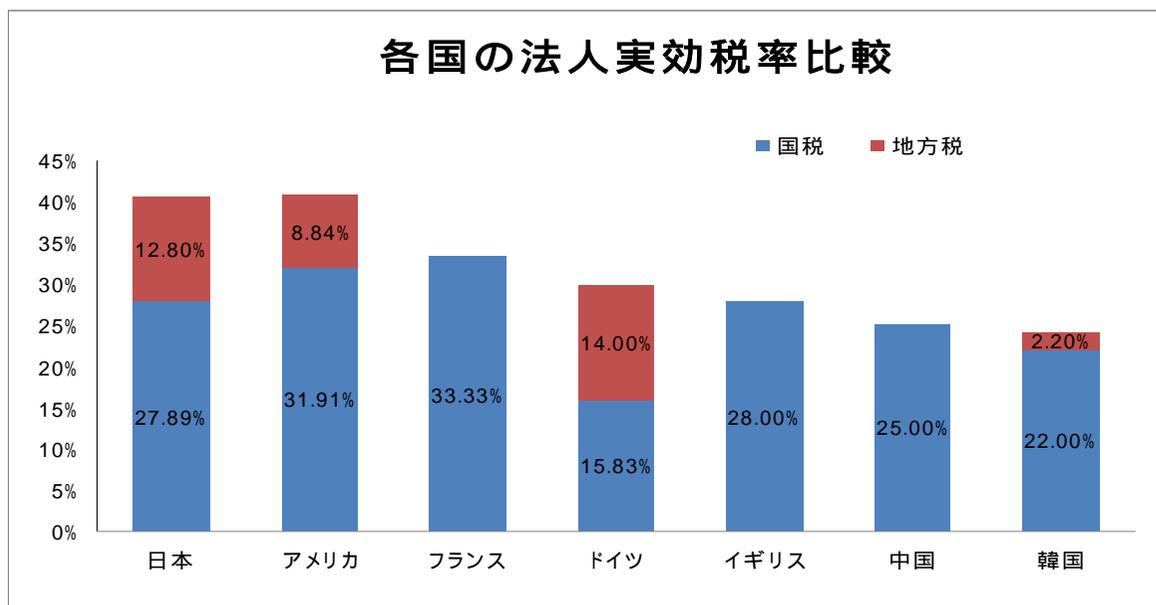


現行制度のまま(改正なし)



平成23年度以降に再検討

各国の法人実効税率比較



当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成22年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

金融・証券税制 (参考)

・ 少額の上場株式等投資の為の非課税措置の創設

金融所得課税の一本化の取組みの中で、投資の流れを促進するため、少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設。(非課税口座の創設: **取得対価の額年間合計100万円を限度**)

➡ 平成24年から平成26年までに取得する株式等 ➡ 10年以内に生じる配当・譲渡所得を非課税とする
10%軽減税率が廃止され20%本則課税が実施される際に導入。

(参考-1) 上場株式等の配当所得と譲渡所得に対する税率の特例見直し

上場株式等の配当所得と譲渡所得: **原則 20%** ➡ **10%** (所得税7%、住民税3%)

軽減税率の適用期間 平成21年1月1日から平成23年12月31日まで

(参考-2) 上場株式等の配当所得と譲渡所得の損益通算

平成20年度税制改正で措置された通り、**平成21年から導入**

《損益通算のイメージ図》

配当との損益通算については、平成21年より

		譲渡所得		配当所得	
		上場株式等	非上場株式等	上場株式等	非上場株式等
譲渡所得	上場株式等				×
	非上場株式等			×	×
配当所得	上場株式等		×		×
	非上場株式等	×	×	×	

当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成22年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

ご案内

私共は、クライアント様の目指す将来構想の達成 (Achieve) の為の財務的な手段 (Means) を構築し、提供することを事業理念としております。

その夢を実現して頂く為に、

「現時点では、どのような財務状況になっているのか」(現状分析)

「どのような手段を活用することが望ましいか」(手段の検討)

「経済環境の変化などに、どのように対応していくべきか」(対策のメンテナンス)

を検討・実践し、従来型税理士業務のひとつでもある「記帳代行」「申告書作成」業務の枠を超えて、クライアント様の繁栄に寄与していきたいと考えております。

(株式会社AMTA (A Means To Achieve) 業務内容)

- ・事業承継対策策定
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・非上場会社株価算定コンサルティング
- ・事業計画策定コンサルティング
- ・組織再編策定コンサルティング
- ・資産承継(相続)対策策定(物納支援)
- ・各種セミナー講師

(中島税理士事務所 業務内容)

- ・法人税申告業務
- ・所得税申告業務
- ・相続税申告業務
- ・その他各税目申告業務
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・月次決算支援業務

・お問い合わせは、お気軽に表紙連絡先又は、HPアドレス([URL: http://www.nkj-zei.com](http://www.nkj-zei.com))からアクセスして下さい。

当資料は、平成21年12月22日民主党発令の平成22年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成22年3月予定)で変更が生じる可能性があります。